

令和4年度

第3回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和4年6月28日

石巻市農業委員会

第3回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和4年6月28日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

日程第 9 議案第 7号 令和3年度石巻市農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度石巻市農業委員会最適化活動の目標等（案）について

閉 会

出席委員（19名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	16番	今野勝夫	委員
17番	日野智	委員	18番	伏見晃也	委員
19番	三浦孝一	委員			

出席農地利用最適化推進委員（20名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	35番	勝又功	委員
36番	西條健一	委員	37番	榊田有司	委員
38番	西條勲	委員	39番	阿部正展	委員

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 局長	高橋伸明	事務局 次長
渡辺和子	事務局 長補佐 兼 農地係 長	齋藤敏幸	主 幹
村上浩則	主 幹	山本万里	主任 主事
菅井泰弘	主任 主事	若井慎太郎	主 事
門間桃子	主 事		

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和4年度第3回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時37分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は20名であります。欠席者はありません。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号5番佐藤克美委員、6番高橋由佳委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

令和4年6月16日に開催した農家相談委員会における新規就農に関する相談案件はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの聲がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

はい、どうぞ

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。

議案書は、2ページから4ページです。今月の受理件数は5件で、解約の理由は転用のための3件、耕作者変更のための2件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は5ページです。今月の受理件数は1件で、解約の理由は転用のためでございます。

続きまして、報告第4号 農地法第4条第1項第8号による届出についてご報告いたします。議案書は6ページです。今月の受理件数は1件で、転用目的はアパート敷地とするものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

はい、どうぞ。

○村上浩則主幹 それでは、説明いたします。

議案書の7ページを御覧願います。番号1、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。昭和55年に農地転用の許可を受けたもので、転用目的どおり転用が行われ、非農地となった土地であります。

次に、番号2、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は山林となっております。傾斜地で耕作不便のため、昭和45年頃に杉を植林した後に、農地への復元を試みたものの断念した土地です。長年耕作しておらず、山林化したもので、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号3、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田、現況は宅地敷地となっております。平成元年に宅地の接続地に農業資材置場を建築し、利用しており、20年以上経過している土地であります。

次に、番号4、8ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田、現況は宅地となっております。平成12年に農地転用の許可を受けたもので、転用目的どおり転用が行われ、

非農地となった土地であります。

次に、番号5、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は原野となっております。長年耕作しておらず、原野化したもので、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号6、9ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。平成8年から消防団のポンプ置場として利用しているもので、20年以上経過している土地であります。

次に、番号7、申請地は市街化区域内にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。平成15年頃に住宅を建築し、住宅敷地として利用しており、20年以上経過している土地であります。

次に、番号8、申請地は農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田及び畑、現況は山林となっております。長年耕作しておらず、山林化したもので、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

次に、番号9、10ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田、現況は宅地となっております。昭和55年頃に農業用施設を建てて利用しており、20年以上経過している土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

6月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査などを行いました。現地調査を踏まえ、申請書の内容を審議した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、農地に該当しないものとし、非農地として証明することにつきましてはやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案9件について願い出のとおり証明書を交付すること

に決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 それでは、ご説明いたします。

議案書の20ページを御覧ください。番号1番は、譲渡人の労働力不足のための売買です。申請地は、田8筆、合計面積5,332㎡です。

番号2番、議案書は21ページです。番号2番は、譲受人の耕作利便性のための売買です。申請地は、田1筆、面積120㎡です。

番号3番は、譲渡人の経営縮小のための売買です。申請地は、田1筆、面積7,549㎡です。

番号4番は、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田2筆、合計面積928㎡です。

番号5番、議案書は22ページです。番号5番は、親から子への贈与であります。申請地は、田3筆、合計面積5,533㎡です。贈与税に関しては、暦年課税を選択することです。

番号6番から議案書23ページの番号8番については、代替地取得のための贈与であります。贈与税に関しては、暦年課税を選択することです。

初めに、番号6番の申請地は、畑1筆、面積43㎡です。

次に、番号7番の申請地は、畑1筆、面積44㎡です。

次に、番号8番の申請地は、畑1筆、面積43㎡です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会、佐藤克美委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

さきの農家相談委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審議した結果、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案8件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案 8 件について願出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第 3 号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第 5、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 事務局からは、該当基準となります農地区分等について説明いたします。議案書の 24 ページを御覧願います。

番号 1、申請人による住宅用地とするための転用です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にあることから第 3 種農地になります。

次に、番号 2、申請人による農業用資材置場とする転用です。農地区分は、農振農用地の区域外で、おおむね 10ha 以上の広がりのある一団の農地の区域内にあり、第 1 種農地ですが、不許可の例外規定である集落接続に該当します。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書などの内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案 2 件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案 2 件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第 4 号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 それでは、説明いたします。事務局からは、該当基準となります農地区分等についてご説明いたします。

議案書の27ページを御覧願います。番号1、土砂採取のための一時転用です。農地区分は、農振農用地の区域外で小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。なお、既に利用されていることから始末書が提出されております。

次に、番号2、農業用施設用地とする転用です。農地区分は農用地区域で、用途区分は農業用施設用地となっております。なお、既に利用されていることから始末書が提出されております。

次に、番号3、28ページから34ページです。[REDACTED]による地区集会所のための転用です。農地区分は、農振農用地の区域外で、おおむね10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にあり、第1種農地ですが、不許可の例外規定である集落接続に該当します。

次に、番号4、34ページです。資材置場にするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号5は開発申請の未了により取下げとなりました。

次に、番号6、35ページです。お寺の駐車場のための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号7、現場事務所とするための一時転用です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にあり、第1種農地ですが、不許可の例外規定である一時転用に該当します。

次に、番号8、36ページです。太陽光発電設備のための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号9、太陽光発電設備のための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号10、37ページです。太陽光発電設備のための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号11、駐車場とするための転用です。農地区分は、300m以内に高速自動車道の出入口がある農地であることから第3種農地になります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書などの内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案10件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案10件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は、49ページから156ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 それでは、ご説明いたします。

別冊1、令和4年度農用地利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきますので、お手元にご用意ください。資料の1ページを御覧ください。初めに、宮城県農地中間管理機構を通した一括方式による利用権設定は184件で、合計801筆、面積は131万3,475㎡です。

貸借期間は5年から10年で、10a当たりの賃借料は1,000円から2万円です。

また、米による物納は20kgから90kgとなっております。

次に、資料の8ページを御覧ください。相対による利用権設定については6件で、合計27筆、面積は2万6,637㎡です。

貸借期間は5年から10年で、10a当たりの賃借料は7,479円から1万2,000円です。

また、米による物納は45kgとなっております。

次に、所有権移転については5件で、合計14筆、面積は1万7,178㎡です。

10a当たりの売買単価は、5万2,023円から36万3,636円です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果についてご報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用

集積計画の承認についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき、申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。利用権の設定を受けるもの及び所有権の移転を受けるものは、いずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者等であります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の184件、相対による利用権設定の6件及び所有権移転の5件について、異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに一括方式、議案書123ページの番号136番から127ページの143番まで及び133ページの番号156番から137ページの162番まで並びに149ページの番号184番を議題といたします。議席番号●番、●委員は退席をお願いします。

（●番 ●委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案一括方式番号136番から143番まで及び番号156番から162番まで並びに184番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案16件については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認することに決しました。議席番号●番 ●委員は入場をお願いします。

（●番 ●委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ●委員に申し上げます。一括方式番号136番から143番まで及び番号156番から162番まで並びに184番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

それでは次に、番号179番を議題といたします。議案書は、147ページから148ページとなります。議席番号●番 ●委員は退席をお願いします。

（●番 ●委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号179番について、ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ■■■■委員に申し上げます。本案番号179番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして一括方式について、ただいま決しました番号136番から143番まで、156番から162番まで及び179番並びに184番を除いた167件について審議をいたします。議案書は、49ページから149ページになります。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。量が多いので、二、三分、時間をちょっと取らせていただきますので、内容の審議のほうをお願いしたいと思います。

それでは、議案書、49ページから149ページにつきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式167件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式167件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、利用権設定について審議いたします。議案書は、150ページから153ページになります。これにつきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定6件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定6件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は、154ページから156ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転5件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転5件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

議案書は、157ページから213ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いします。

○山本万里主任主事 議案第6号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。

本案は、農地法の運用についての第4に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて判断を求めるものであります。

今回提案する農地につきましては、昨年度の農地利用状況調査の結果により、判定区分B分類（再生利用が困難と見込まれる農地）に判定される雄勝地区431筆及び北上地区の253筆、合計684筆の農地であります。

判断を求めるに当たり、農地調査委員会において航空写真による確認を実施しました。その結果、田37筆、5万926㎡、畑647筆、36万5,014㎡、合計684筆、41万5,940㎡が山林、原野化し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況から見て、その土地を復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地には該当しないと思料するものであります。

今回非農地と判断されたものについては、その所有者、県、市及び法務局に対して、対象地は農地に該当しない旨を通知し、登記地目の変更を促すとともに、対象地を農地台帳から削除することになります。また、筆界未定の農地に関しては登記地目の変更ができませんので、その旨を所有者に告知し、非農地であることを通知するまでといたします。

なお、議案提出に当たり、本来であれば位置図を添付するところではありますが、筆数が多いこと及び広範囲であることから、議案書に添付することができませんでした。確認のための資料として、公図を重ねた航空写真を会場外に用意しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から検討結果について報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第6号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、利用状況調査などのパトロール結果

を踏まえ、航空写真により一筆ごとに確認を行いました。

農地法の運用についての第4の判断基準に基づき審議した結果、農地に該当しないものとし、非農地とすることが相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） それでは、議案精査に入ります。

会場の外に航空写真を用意しております。議案の精査は、5分程度で終わるようにお願いいたします。

それでは、会場外にて議案精査をお願いいたしたいと思います。

〔精 査 午後2時16分～午後2時21分〕

○議長（三浦孝一会長） それでは、会議を再開します。

先ほど事務局説明及び農地調査委員会委員長より検討結果について報告ございましたが、本案684件につきましてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案684件について、全て非農地と判断することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） ご異議なしと認め、本案684件については全て非農地と判断することに決しました。

◎議案第7号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第9、議案第7号 令和3年度石巻市農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度石巻市農業委員会最適化活動の目標等（案）についてを議題といたします。

議案書は、214ページ及び別冊2になります。事務局より議案の内容について説明お願いいたします。
はい、どうぞ。

○渡辺和子事務局長補佐 議案第7号 それでは、別冊2によりご説明申し上げます。

令和3年度石巻市農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度石巻市農業委員会最適化活動の目標等（案）について。本案は、農業委員会による最適化活動の推進等について農林水産省経営局長通知に基づき策定し、昨年5月の定例総会において承認されました令和3年度の活動計画について点検と評価を行い、併せて令和4年度の最適化活動の目標等を決定していただくものであります。

初めに、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、1ページをお開きください。1、農業委員会の状況につきましては、2020農林業センサス等に基づき数値を記載してござ

います。

2ページをご覧ください。2、担い手への農地の利用集積、集約化につきましては、2にありますように目標2,686haに対し、実績は7,722haでした。目標を大きく上回る実績のように見えますが、これはこの項目について基準となる数値の捉え方を修正したためのものであります。これまでは、農業委員会で把握している農用地利用集積計画の実績に基づいて設定しておりましたが、この項目については特定農作業受委託等を含めた数値であるべきところということで、別途実施されている担い手の農地利用集積状況調査に基づいた数値に修正したものです。

3ページを御覧ください。3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、参入目標が2経営体でしたが、実績は3経営体でした。

4ページを御覧ください。4、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、2の令和3年度の目標及び実績は①、解消目標6haに対し、②、解消実績が65haでございます。

5ページを御覧ください。5、違反転用への適正な対応につきましては、利用状況調査結果を踏まえ、個別訪問や申請手続の案内を行いました。その結果、転用許可申請や非農地証明申請などの手続に進んだものが多くありました。面積では19haの減となっております。

6ページを御覧ください。6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、1の農地法第3条に基づく許可事務につきましては処理件数86件、2の農地転用に関する事務につきましては処理件数78件で、共に適正に処理されております。

7ページを御覧ください。3、農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、51法人から事業状況報告の提出を受けました。

4、情報の提供等につきましては、御覧のとおりです。

8ページを御覧ください。8、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特に要望等はございませんでした。

9、事務の実施状況の公表等についてですが、1、総会等の議事録の公表、3、活動計画の点検・評価の公表につきましては、ホームページで公表しております。

続きまして、9ページを御覧ください。令和4年度最適化活動の目標の設定等についてですが、1、農業委員会の状況につきましては、こちらも2020農林業センサス等に基づき数値を記載してございます。

10ページを御覧ください。最適化活動の成果目標、(1)、農地の集積の②、目標につきましては、集積率80%を達成すべく、集積目標面積を7,776haといたしました。

(2)、遊休農地の解消の①、現状及び課題の表ですが、申し訳ございません、まずは訂正をお願いいたします。1号遊休農地面積が47haと記載されておりますところを30haと訂正をお願いいたします。皆様に目標数値についてあらかじめお示しした段階では、黄色区分というところにB分類に移行する手前の荒廃農地面積をカウントしておりましたけれども、判定基準を見直しまして、基盤整備等を実

施して農地利用すべき農地である場合にカウントすることとしますので、黄色区分の遊休農地面積はゼロhaといたします。

②、目標については、緑区分の遊休農地30haに対し、5年で解消する目標であることから、5分の1である6haを解消目標面積といたしました。

11ページを御覧ください。(3)、新規参入の促進につきましては、これまで新規就農した経営体の実績を基に新規就農する経営体数の目標を設定しておりました。今年度からは、新規参入者が農地の借入れ等を希望する場合にあっせんできるように所有者から内諾を受けておくこととされ、その管内合計面積を公表することとされました。そのため、新規就農者に貸付け可能であると公表する面積について目標を設定するものです。

目標設定に当たり、平成28年度から平成30年度の権利移動面積のうち、農地中間管理事業分と法人に係る分は除いたものの平均面積を算出しまして、その面積の1割以上とされておりまして、平均235haであったため、目標は23.5haとするものです。

最後に、2、最適化活動の活動目標、(1)、最適化活動を行う日数目標については、委員1人当たりの活動日数が月当たり8日とし、活動する委員は農業委員と推進委員全員とするものです。

(2)、活動強化月間は年3回で、意向調査等記載のとおりです。

(3)、新規参入相談会への参加目標については、1委員会当たり1回、1人以上の委員が参加することを目標とすることとされておりまして、こちらも後ほど御覧ください。

以上で説明を終わりますが、農業委員会等に関する法律により、農業委員会は点検、評価について、毎年6月30日までに公表することが法定化されておりまして、本案決定後ホームページで公表することとします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これもちまして令和4年度第3回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時31分 閉会